

令和4年度 随意契約一覧表(会計室)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

4月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	会計室	財務会計システムソフトウェア保守業務	財務会計システムの運用支援、障害等発生時の保守対応等	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	9,260,900	財務会計システムは本市用にカスタマイズを施しており、保守についてはシステムの構築・設計を行った当該業者の知識・技術が必要となる。この条件を満たすのは、本システムの開発設計を行った左記業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

6月分

1	会計室	財務会計システムEdge対応業務委託	財務会計システムのブラウザの変更設定及び設定支援業務	令和4年6月1日から 令和4年9月30日まで (令和4年6月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	3,088,250	財務会計システムは本市用にカスタマイズを施しており、改修・更新についてはシステムの構築・設計を行った当該業者の知識・技術が必要となる。この条件を満たすのは、本システムの開発設計を行った左記業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
---	-----	--------------------	----------------------------	---	--	-----------	--

1月分

1	会計室	財務会計システム改修業務	財務会計システムの新公会計サブシステムで出力する事業別財務諸表のレイアウト変更業務	令和5年1月4日から 令和5年3月31日まで (令和5年1月4日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	1,313,125	財務会計システムは本市用にカスタマイズを施しており、改修についてはシステムの構築・設計を行った当該業者の知識・技術が必要となる。この条件を満たすのは、本システムの開発設計を行った左記業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
---	-----	--------------	---	---	--	-----------	---

3月分

1	会計室	財務会計システム構築・運用保守業務委託	財務会計システムの構築、運用支援、障害等発生時の保守対応等	令和5年3月20日から 令和12年3月31日まで (令和5年3月20日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	474,037,300	財務会計システム構築・運用保守業務は、財務会計システムを更新するにあたり、価格のみならず本市にとって最適なシステムの実現を目指す必要があるため、公募型プロポーザルを実施し、選定した業者と契約を締結するため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」の「4プロポーザル方式又はコンペ方式により技術、ノウハウ等の競争が行われ、その結果選定した相手方と締結する契約」に該当)
---	-----	---------------------	-------------------------------	--	--	-------------	---